

組合士実務講習会(会計)

- I 組合会計の基本原理
- II 組合の会計処理
- III 組合に関する税務
- IV 組合の決算手続き
練習問題



I 組合会計の基本原則

1 組合会計の目的

組合会計は、組合経営の姿をできるだけ透明性を高めて現実の姿で写し出し、**組合員**をはじめ、組合を取り巻く**利害関係人**である国・都道府県・金融機関・取引先・消費者等に**正しい情報**を伝え、判断を間違えないようにすることが目的である。

(1) 中小企業等協同組合会計基準

昭和27年10月に中小企業庁が、**中小企業組合の会計に関する規範**として「中小企業等協同組合経理基準」を制定。平成13年11月に、企業活動のグローバル化、国際的な会計基準へ会計制度の変更等の流れを受け、「中小企業等協同組合会計基準」に改訂。

(2) 簿記会計

特定の組織に所属する財産・資本について、その変動の**事実と原因を記録・計算・整理**し、その保全と運用を目的に達成し、その**結果を総合し表示する**経済計算方式とその理論的体系である。

2 中小企業等協同組合会計基準（組合会計基準）について

昭和27年
10月

中小企業組合の会計に関する規範として「**中小企業協同組合経理基準**」を制定し（企業会計原則を考慮し作成）、その後商法、税法、組合法等の改正（S34、S39、S46、S51、S59、H3に改訂）



平成13年
11月(7回
改訂)

「**中小企業等協同組合会計基準**」に変更し、企業活動と金融等のグローバル化、日本企業の会計基準も国際的な会計基準へ会計制度の変更等、会計制度の見直しを踏まえ、キャッシュフロー計算書、事業税の表示と各種引当金の取扱い、ソフトウェア会計基準、税効果会計、連結決算及び持分会計等改定。



平成19年
4月(8回
改訂)

会計処理等に関する諸規定を有しなかった**中小企業協同組合法等**が改正され、新たに制定された省令規定に基づき、主に勘定科目、財務諸表の各様式、事業報告書様式の見直し等中心に改定。



【 中小企業等協同組合法 改正の目的 】

- ・中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し
- ・共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入

(1) 一般組合の改正点

- ①役員(理事・監事)の任期の変更
- ②理事による利益相反取引の制限
- ③監事の権限拡大、監事の権限限定と組合員の権限拡大
- ④決算関係書類等の作成・手続きの明確化
- ⑤会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和
- ⑥施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成
- ⑦軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略
- ⑧理事、監事ごとの役員報酬の決定
- ⑨共済事業に関する定義の創設

(2) 大規模組合の改正点(組合員1,000人超)

- ①監事の権限拡大の義務化
- ②員外監事選任の義務化
- ③余裕金運用の制限



(3) 一般共済組合の改正点

- ① 共済事業に関する定義の創設
- ② 共済規程の作成と認可
- ③ 共済事業実施に係る諸規定(共済事業と他の事業との区分経理、経費賦課の禁止、責任準備金等の積立て、余裕金運用の制限、外部監査の導入、共済計理人の選任・関与、重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧、共済代理店規定の整備、共済金額の削減・共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載、員外利用に関する定義の見直し)

(4) 大規模共済組合の改正点(組合員1,000人超)

- ① 名称中への一定の文字使用の強制
- ② 兼業禁止
- ③ 財務の健全性基準の導入
- ④ 最低出資金の導入

【組合会計基準改訂の必要性】

組合会計は、時の経過と共に見えなくなっていく組合の経営の姿をできるだけ透明性を高めて真実の姿で映し出し、組合員をはじめ、組合を取り巻く利害関係者である国・都道府県・金融機関・取引先・消費者等に正しい情報を伝え、判断を間違えないようにすることを目的とし、資産及び負債、純資産の定義を厳密に行い、加えて、**ガバナンス(所属する人たち全員が活動を行うために意思決定すること)の強化**の観点から**内部監査の充実**が図られるよう会計基準の改定が図られた。



3 簿記会計について

1 簿記会計の意義

簿記会計とは、特定の組織に所属する財産・資本について、その変動の**事実と原因を記録・計算・整理**し、その保全と運用を目的に達成し、その**結果を総合し表示**する経済計算方式とその理論的体系である。

簿記⇒英語で「Bookkeeping」と言い、book「帳簿」を、keeping「管理すること」つまり、帳簿の記録や記録方法のことを簿記という。

会計⇒英語で「Accounting」と言い、直訳すると説明や報告するという意味。

企業の**財産の動きや増減を記録するための方法、記述が簿記**にあたり、簿記で記録されたものから経営状況を記録し、財務的にどのような状況か**報告するのが会計**である。

2 簿記会計の目的

各会計期間の**経営成績**とその期末における**財政状態**を明らかにするために、1経営体に属する資産、負債及び純資産の変化の変動を秩序正しく記録、計算、整理しその結果を財務諸表として利害関係者にディスクローズ(開示)することを目的としている。



③銀行簿記 ⇒ 経営活動に適用される簿記

貨幣→借入(利息支払)→貸付(利息受入)→紙幣

※工業簿記、銀行簿記その他すべての簿記は、商業簿記の応用で原理、原則は同一

④組合簿記 ⇒ 「協同組合の基準と原則」が簿記会計に導入されている

ア. 自由加入制

イ. 民主的管理

ウ. 資本利子の制限

エ. 剰余金分配の基準

オ. 協同組合教育の促進

カ. 協同組合間の協同

※ ①～④以外にも様々な簿記の種類がある。



<参考>

中小企業組合の基準と原則

中小企業等協同組合法 第5条（基準及び原則）

（基準）

事業協同組合として存立するには、次の基準を満たすこと

- ① 組合員の相互扶助を目的とすること。
- ② 組合員が任意に加入し、脱退できること。
- ③ 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- ④ 剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

（原則）

事業協同組合の運営は、次の原則を守ること

- ① 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的として事業を行ってはならない
- ② 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

組合の共同事業を通じて、組合員が儲かることが目的。

組合自体が利益を得ることが目的ではない。

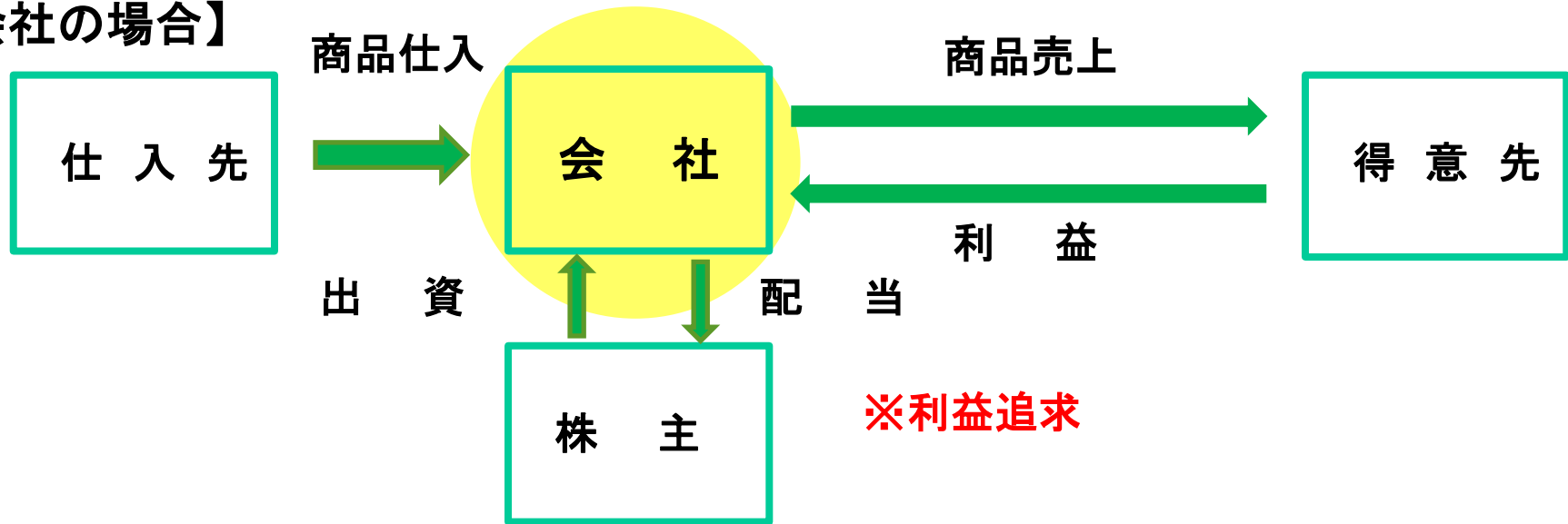
組合は共同事業の手数料や賦課金（組合費）が主な収入源となる。

組合自体が直接的に利益を得る事業は出来ない。

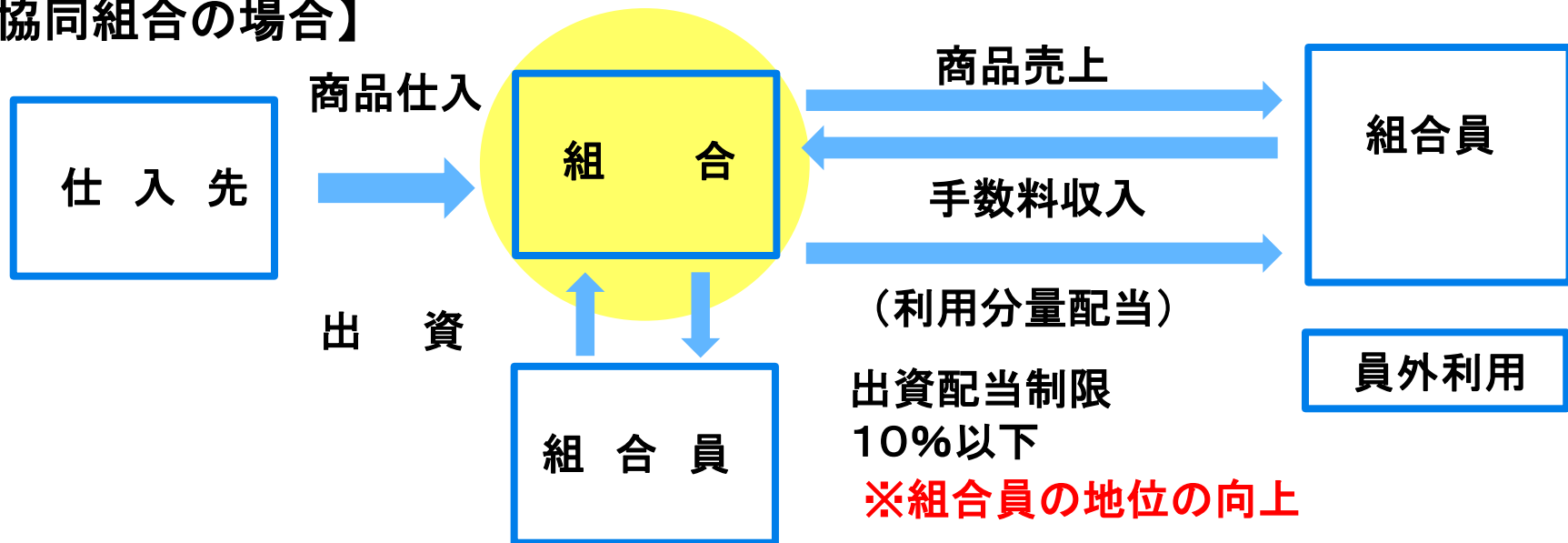
（直営事業は出来ない。）



【会社の場合】



【協同組合の場合】

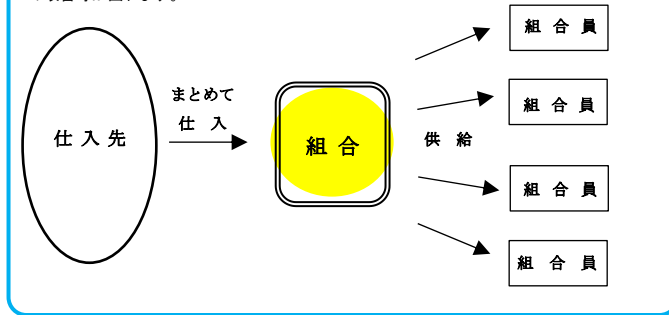


【協同組合の事業例】

材料の仕入コスト
を抑えたい

共同購買

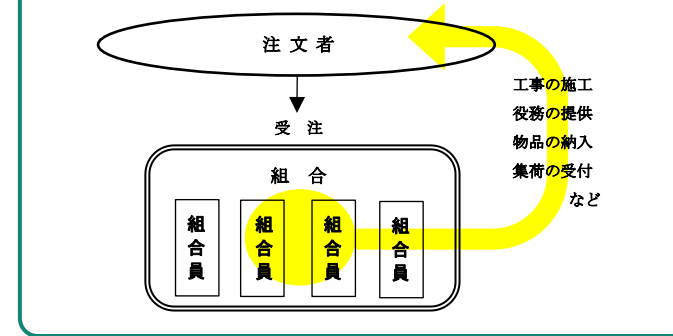
組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。
これにより、仕入先等との交渉力が強化され、仕入価格の引下げ、代金決済などの取引条件の改善等が図れます。



大きな仕事を
受注したい

共同受注

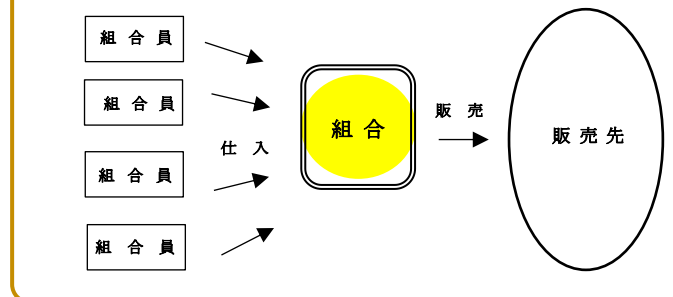
組合が窓口となって注文を受け、組合員で協力して対応し、受注業務を完了させる事業です。
これにより、大口の発注や大型の工事等を受注する事が可能になるメリットがあります。



大量の注文に
対応したい

共同販売

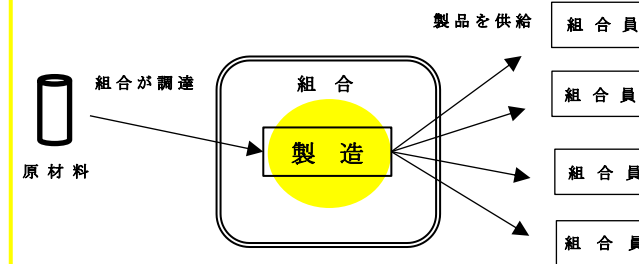
組合員が製造した製品等を組合がまとめて販売する事業です。
販売価格や決済条件などの取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等を図ることができます。



高額な設備を
導入したい

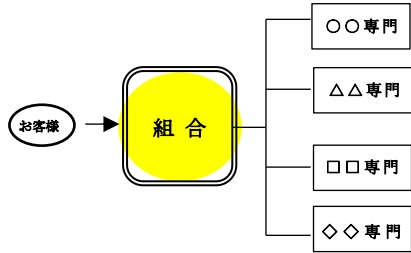
共同生産

個々の組合員では所有できない高額、大型の設備等を組合が導入し、組合員が必要とする物を生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより、原価の引き下げ、品質の向上、設備や仕事の効率化などが可能となります。



組合で窓口一本化

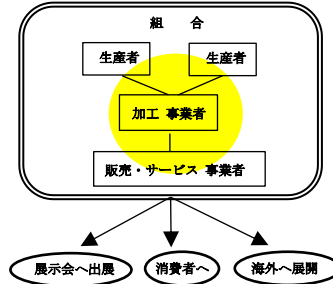
課題：利用者が、目的のサービスを受けたためには何処に行けば良いかわからない。



解決：組合で **窓口を一本化** し、どこに行けば、何のサービスを受けられるか情報を提供できる。

組合で六次化

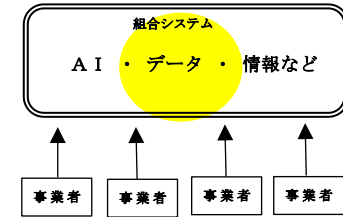
課題：良質なものを生産できるが、加工はできない。良質な製品を製造できるが、販売ノウハウがない。良質な商品を安定して販売したい。



解決：それぞれが得意分野に集中し **組合の中で六次化** を図る。組合として、生産・加工・販売・サービス提供を行う。

組合でIT化

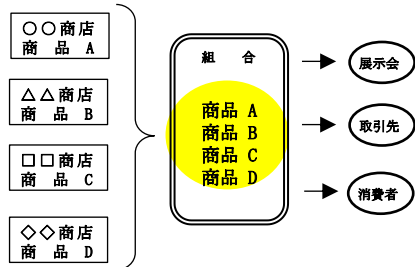
課題：人手不足対策や生産性向上のため、IT化を図りたいが費用負担が大きい。



解決：事業者間で、共通または共有できる作業やデータについては **組合でIT化** (設備投資) し、個々の負担を軽減する。

組合で販路開拓

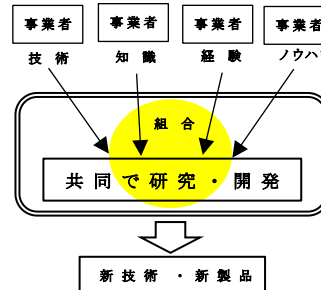
課題：自信のある商品を扱っているが、まだまだ認知が低い。



解決：組合でそれぞれの商品をとりまとめて販路を開拓する。展示会出展**コストの削減**、取引先への**交渉力向上**、消費者への**PR力アップ**を狙う。

組合で研究開発

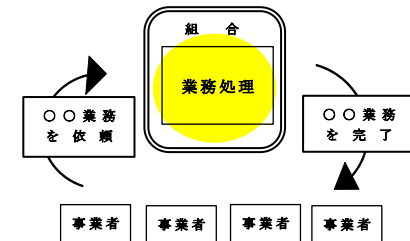
課題：特定の分野では専門だが、それ以外はあまり知らない。



解決：それぞれが得意な分野を持ち寄り、組合として研究・開発を行う。**単独では出来ない新たな技術・製品を生み出す**。

組合へアウトソーシング

課題：ある業務を外注したいが、引き受けてくれる業者がない。



解決：単独で処理するよりも、まとめて処理した方が効率的な業務は組合で処理する。**時間の短縮、人件費の削減**を図る。

4 事業報告と決算関係書類

事業報告書と決算関係書類(**財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処分案**)は、中協法第40条の規定により作成が義務付けられている。

【事業報告書】

通常総会(通常総代会)において組合の事業年度内における事業活動等を組合員に報告する書類である。したがって、その内容は組合の事業活動の状況を的確に記載することが必要である。

中協法規則では、事業報告書に記載しなければならない項目として、「**組合の事業活動の概況に関する事項**」「**組合の運営組織の状況に関する事項**」「**その他組合の状況に関する重要な事項**」の3つの項目をもって作成することとされている。

【財産目録】

資産の内容と、負債の内容を示し、その差額を正味資産として表示するものである。

財産目録は**全ての資産及び負債の内容を詳細に表示説明**したのもので、積極財産たる資産の内容を示し、それから消極財産である負債の内容を控除して、正味財産を表示する。

【貸借対照表】

継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時における**組合の財産状態**を明らかにする資産、負債、純資産の対照表。

貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剰余金の配当、持分の計算、加入金、事業別会計等、特殊な会計が必要となる。



【損益計算書】

1事業年度の損益をその**発生源別**に収益と費用を対応して示し、**組合の経営成績**を表示するもの。単に、経営成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況及びその趨勢(すいせい)を観察するための書類である。

《費用配賦表》

損益計算書の一部を構成する書類で、事業別損益計算書を作成する際に、事業の**間接的な経費を各事業別の損益に配賦**する場合に作成する。

損益計算書は、事業収益、賦課金等収入、事業費用、一般管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失に区分するとともに、それぞれの項目はさらに細分しなければならない。(細分の内容は、組合の実情に応じて判断する)

《損益計算書の流れ》

- (1)(事業収益) - (事業費用) = 事業別損益 ①
- (2)(事業別損益の総額) + (賦課金等収入) - (一般管理費) = 営業損益 ②
- (3)(営業損益) + (事業外収) - (事業外費用) = 経常損益 ③
- (4)(経常損益) + (特別利益) - (特別損失) = 税引前当期純損益 ④
- (5)(税引前当期純損益) - (税等) = 当期純損益 ⑤

【剰余金処分案又は損失処理案】

事業年度間において発生した剰余金(又は損失金)をどのように処分するかを決める書類で、通常総会に議案として提出され、承認を受け処分(又は処理)が決定される。





5 組合会計基準の一般原則

組合会計がその機能を十分に発揮するために、企業会計原則（7原則）に従う必要がある。

1 真実性の原則

組合会計は、組合の**財政状態及び経営成績**に関して、**真実な報告を提出**するものでなければならない。

真実性の原則は、それ自体では特定の内容や性格を表すものではなく、組合会計における最高規範としての象徴的概念であり、正規の簿記の原則から単一性の原則までの一般原則その他の諸原則の総括的概念である。

具体的には、形式的に保証するものが正規の簿記の原則であり、実質的に保証するものが継続性の原則であり、報告的に保証するものが明瞭性の原則及び単一性の原則である。

一方組合会計においては、減価償却の見積りや貸倒れの引当金等を要求されるのであるが、これらの計算は絶対に正しいというものではない。したがって真実性の原則は絶対的真実性とは言えないのである。

組合会計における真実性の原則は良心に従って会計を行い、引当金の設定のごとき会計処理において不当に変更することなく、利益操作をしないことを求めているのである。

このような組合会計の真実性の原則は形式的真実性と共に相対的な真実性を求めているのである。



2 正規の簿記の原則

組合会計は、**すべての取引**につき、正規の簿記の原則に従って、**正確な会計帳簿を作成**しなければならない。

正規の簿記の原則は、組合の財政状態及び経営成績に関する真実な報告を行うために、全ての取引を原始記録に基づいて諸帳簿に記帳し、誘導法により財務諸表の作成を行うことを要求するものである。

この原則にいう正規の簿記とは、組合の全取引について証拠に基づいて歴史的に記録し、決算に際しては棚卸に基づき修正される簿記のことであり、実際には秩序性の点で複式簿記が適合する。

このように正規の簿記の原則は、相対的な真実性を保証するため形式を尊重する記録方法または記帳技術の方法として必要なものである。従って真実性の原則を支える重要な原則である。ただ、広義に解釈すれば、たとえば消耗品の費用処理や、簿外資産、簿外負債を重要性の原則により容認している。

その意味からすると正規の簿記の原則は、形式的な面だけでなく実質的な会計処理方法及び財務諸表の表示方法も要求することによって、真実性の原則を根拠づける原則であると言える。



3 剰余金区分の原則(資本取引・損益取引区分の原則)

資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、とくに資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

中小企業等組合会計において、組合員の出資持分は、組合の種々の損益取引として行われる経済活動等の結果として増減する場合と、新規の組合員の出資に伴い従来の組合員の出資持分との均衡を保つため徴収される加入金による場合があり、後者の取引を組合会計上資本取引という。

企業会計上の払込剰余金に相当するものであり、損益取引と異なって法人税法上の課税関係が発生しないところに特徴がみられる。組合原則により組合員の脱退は自由であるから出資している組合員が脱退する場合に出資金とともにこの加入金の払い戻しが行われることがある。

資本取引と組合の経済活動等による損益取引は、組合会計上明瞭に区別する必要がある。すなわち、組合員の出資持分の増減を組合活動の損益取引にかかわらしめないようにすることである。

組合の損益取引は組合員の拠出による出資金の増加や加入金の増加と根本的には性格を異にしているの
である。



4 明瞭性の原則

組合会計は、**財務諸表**によって、組合員をはじめ利害関係者に対し**必要な会計実務を明瞭に表示し、組合の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。**

明瞭性の原則は企業会計原則及び組合経理基準の要請するもので、組合の関係者がその経営内容を会計を通して正しく理解し、判断を誤らないよう明瞭に表示すべきであるという原則であり、特に次ぎの内容を求めるものである。

- (1) 組合会計の用語に関する明瞭性。組合会計においては使用する勘定科目の名称や項目の区分については統一された組合経理基準があり、それらに従って正当なものを使用すべきである。従って個人的に勝手な名称を付した勘定科目の使用は注意を要する。
- (2) 組合会計における区分配列の明瞭性。組合員や取引先銀行などが財務諸表を見たときに、その内容を概観し得るような項目区分や配列をとる必要がある。組合会計では営業循環基準を原則とし、必要により1年基準をとっている。
- (3) 金額や項目の重要性を考慮すること。
- (4) 金額の表示は原則として総額主義をもってすること。
- (5) 財務諸表に示されていない重要事項については注記で補足説明をすること。



5 継続性の原則

組合会計は、**その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。**

継続性の原則とは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則または手続きの選択適用が認められている場合に、いずれかの会計処理の原則または手続きを選択した場合にそれを每期継続して適用すべきことを規定している原則である。この原則は実質面の継続性として棚卸資産の評価方法や原価への配分において採用される個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、最終取得原価法、売価還元原価法などの選択や有形固定資産の減価償却としての定額法や定率法を選択などがある。また、形式面の継続性として勘定科目の選択、財務諸表の区分、配列の選択などがある。

しかし、誤っている会計処理の原則や手続きから経理基準で認められている会計処理の原則や手続きへの変更やよりすぐれた会計処理の原則や手続きへの変更は継続性の原則に準拠しているものと認められる。



6 保守主義の原則

組合の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて**適当に健全な会計処理をしなければならない。**

この原則は安全性の原則又は用心の原則あるいは慎重の原則とも呼ばれ、収益については確実性を強く求め現実主義により、これらをとらえ、費用については発生主義によりこれらをとらえるのである。したがって、「予想の利益は計上しない」ことを原則とする。

伝統的にイギリスの企業会計における「予想の利益は計上すべからず、予想の損失は計上さすべし。」という主張がこの保守主義を代表している。したがって、保守主義の原則は会計理論の立場から強く支持されるという性格のものではなくむしろ理論的にかなりの矛盾が指摘されているものである。

具体的な会計処理にあっては、例えば仕入商品の価格が50万円であったものが、期末決算に当たり値が下がって時価40万円になったとしよう。このとき低い方の40万円で評価するのが、保守主義の立場であり、低価基準の採用と呼ばれるものである。



7 単一性の原則

総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

組合会計における財務諸表は、中協法や税法等の報告目的によって、報告形式や内容が必ずしも同一ではない。したがって組合総会や信用目的、租税目的等の種々の目的のために異なった財務諸表が作成される場合「信頼し得る会計記録」に基づいて報告すべきで、政策的に変更してはならないもので、歴史的にこれらの問題が発生していたものを統一しようとするものである。

従って、組合会計は「信頼し得る会計記録」に基づいて財務諸表が作成されるならばその形式は財務諸表の要請者の目的に応ずるため2つ以上あってもよいものであり、実質的に一元性が求められるのである。このことを「実質一元性形式多元性」と呼んでいる。



協同組合等において不正防止等のため行われる内部統制組織について

内部統制組織は組合における経営管理の実践的要具として不可欠のものである。

それは内部牽制制度と内部監査制度からなるものである。前者は組合における一つの作業を少なくとも2人以上の人がかかわるシステムであり、事故防止を目的としている。

これは人間によるものと限らず、物的内部牽制制度として、例えば二つの鍵を別々に使用方法もあり、さらにコンピュータシステム化がある。この場合に直列的なものと並列的なものがあるが、後者の方が事故防止にすぐれている。

内部監査制度としては組合における監事の働きが求められている。この機能を有効にするためには人的基準が大切であり、監事は組合の会計と共に税務について学習を心掛けなければならない。その結果組合の発表する財務諸表の真実性が確保できるからである。

内部統制組織において今後注意すべきこととしてコンピュータを過信してはならない。コンピュータの限界とその危険性を学ぶ必要がある。



6 監査制度と内部体制

(1) 監事の役割

組合は、事業年度終了後遅滞なく、事業報告書と決算関係書類を監事に提出し、監事の監査を受け、監事から監査報告を受領しなければならない。

監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

監事は、その職務を行うために特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(2) 業務監査と会計監査・内部監査と外部監査

一般に監査は次のように分類される。

分類その1(一般組合)		分類その2(共済事業)	
監査	業務監査	監査	内部監査
	会計監査		外部監査

(3) 監査基準

監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、職業的監査人は財務諸表の監査を行うに当たり、法令を遵守しなければならない。

監査基準	第1 一般基準	監査全般に関する基準である。
	第2 実施基準	監査の実施に関する基準であるが、これを受けて監査実施準則が定められている。
	第3 報告基準	監査の報告に関する基準であるが、これを受けて監査報告基準が定められている。

(監査基準 第1 一般基準)

- ①企業が発表する財務諸表の監査は、監査人として適当な専門的能力と実務的経験を有し、かつ、当該企業に対して独立の立場にある者によって行わなければならない。
- ②監査人は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に**公正不偏**の態度を保持しなければならない。
- ③監査人は、監査の実施及び報告書の作成に当たって、職業的専門家としての正当な注意を払わなければならない。



④監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し、又は窃用してはならない。

(監査基準 第2 実施基準)

①監査人は、十分な監査証拠を入手して、財務諸表に対する自己の意見を形成するに足る合理的な基準を得なければならない。

②監査人は、適切な監査計画に基づいて、組織的に監査を実施しなければならない。

③監査人は、内部統制の状況を把握し、監査対象の重要性、監査上の危険性その他の諸要素を十分に考慮して、適用すべき監査手続、その実施時期及び試査の範囲を決定しなければならない。

(監査基準 第3 報告基準)

①監査人は、財務諸表に添付して公表される監査報告書に、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見を明瞭に記載しなければならない。

②財務諸表に対する意見の表明は、財務諸表が企業の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについてなされなければならない。

③監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、財務諸表に対する意見の表明を差し控えなければならない。



④監査人は、企業の状態に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、特に必要と認められる重要な事項を、監査報告書に記載するものとする。

(4) 内部統制組織

経営体内部で管理を目的として、組織を統制する制度が内部統制組織である。

企業の資産を保全し、会計記録の正確性と信頼性を確保し、かつ経営活動を総合的に計画、調整し、評価するために経営者が設定した制度・組織・方法及び手続を総称するもの。

① 内部牽制組織

1つの事務又は作業を1人の人物の絶対的支配下におくのではなく、複数の人物や物がかかわらせ、相互牽制により自動的に業務上の正否を検証させる経営管理システムを構築した、組織・制度・方法及び手続などを含めたもの。

② 内部監査組織

経営活動を統一的かつ合理的に運用してその目標とするところを達成するのを援助するために設定される経営統制手段をいう。

その目的は、不正等の発見ということではなく、業務上の問題点を発見・指摘することによって経営活動業務に対する内部統制が有効、適切に機能していることを調査し評価することである。

③ 監事の人的基準

監事は自己の信念に基づいて、誠実に職務を遂行し、正確な意見を表明することができる者でなければならない。



- ア 監事として適当な専門能力と実務経験を有していること(監事の専門的能力)
- イ 当該組合に対して特別の利害関係がないこと(監事の身分的・経済的独立性)
- ウ 監査を行うに当たっては常に公正不偏の態度を保持すべきこと(精神的独立性)
- エ 監査の実施については専門家として正当な注意をもってこれを行うこと(監事の正当な注意)

【監事の専門的能力】

組合の管理運営は、専門的であり、困難な問題も多く抱えているため、組合の必要性が高まるとともに、その複雑さや難解さが増大している。

監事は、専門的能力を持ち合わせていなければならない。もし、監事が専門的能力を持ち合わせていなく、盲判を押しことになれば、組合に対する社会的信頼性を著しく損なうことに繋がる。

【監事の身分的・経済的独立性】

監事の独立性は次の3つの側面から捉えることができる。

①身分的独立性

身分的独立性は法の中でも定められており、**監事は理事又は職員との兼職が禁止**されている。

(例: 監事と理事長が親戚関係にあった場合、理事長の業務執行について重大な誤りがあったとしても、その監事は個人的感情で認めてしまうなど。)



②経済的独立性

経済的独立性については法令による制限は特にはないが、監事の条件としては重要な要素である。

〔例：監事と組合との間に債権・債務関係がある場合には、その監査意見への手心や、そうでなくても第三者の信頼を保つことは困難である。〕

③精神的独立性

「監査の実施については専門家として正当な注意をもってこれを行うこと」が監事の基本的立場である。正しいものは正しい、誤りは誤りとして処理することが、個人の精神面に依存した独立性である。人柄や自らの信念により、客観的かつ公平な判断を行うための主体的独立性を保持すべきことである。

【監事の正当な注意】

監査の実施については専門家として正当な注意をもってこれを行うこと。
「善良な管理者としての注意義務」に相当するものである。

【会計監査の着眼点】

組合は、組合の維持、発展のために必要とする長期並びに短期の各種の資金を調達し、これを適切に運用管理することにより、組合活動を効果的に展開させなければならない。

組合における会計管理は、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律等及び関連法規に定める原則によるが、その管理方法の妥当性は、組合の業種、業態、組合事業の種類、規模等を十分勘案しなければならない。



- ・ 会計監査は、組合の会計を監査し、その結果のアフターケアを目的とする。
- ・ 組合の育成、発展を目的とし、組合の会計の公正妥当を確保する。
- ・ 公表された財務諸表の真実性はもちろん、会計手続の適正化も監査の対象になるものというべき、会計の帳簿及び書類の記載内容、計算及び各帳簿との関連性が正当であるか、すべての取引が詳しく記載され適正な処理がなされているかを検証するものである。



7 組合会計の実務対応

組合会計の性格と実務

組合会計とは、組合の財産の運用管理を行うことを指し、会計事務はそれを遂行するための手続きをいう。会計事務は取引を帳簿に記載し手続きを伴うものであるから、組合会計は簿記会計の一般法則に従う必要性がある。

中小企業組合は、組合員の経済的地位の向上を図るためであり、一般の会社のように自己の利益の追求を第一目的にしていない。

(1) 応益負担の原則

協同組合は目的を達するため、
経済事業の実施（共同購買事業、共同受注事業、共同販売事業など）
非経済事業の実施（教育情報提供事業、福利厚生事業など）

事業を円滑に遂行するために、組合員が適正に必要な経費を負担

事業を利用し、それによって利益を受ける組合員が受ける利益に応じて負担するのが最も合理的であり、**事業活動の経費について応益負担の原則を採用している。**

取扱手数料や賦課金徴収方法の決定、事業分量配当、賦課金の仮受経理等は応益負担を明らかにしたものの。



(2) 予算会計制度

協同組合を運営するために必要な経費を組合員から賦課金等を徴収する場合、その**事業計画、収支予算**、その結果を明確にする必要がある。



毎事業年度の事業計画(案)、収支予算(案)の設定又は変更は総会の決議事項



承認を受けた収支予算に従って組合運営する予算会計制度を採用(組合法第51条)

(3) 組合員持分会計

組合員の組合に対する経済的な権利を組合員持分と言う。

組合は、原則として加入・脱退が自由となっており、(組合法第14条、18条)

加入・脱退に際して組合員の利害を調整するため、**持分を適正に計算し、出資の払込みや払戻し金額を決定する必要がある。**

(4) 事業別区分損益計算

上記(1)の応益負担の原則に従って決定するためには、**それぞれの事業に関する収入、支出が適正に事業別に区分計算される必要があり、事業別損益計算を実施している。**

(5) 税務上の特典

組合が弱者の立場にある中小企業者の組織であることから一般の会社と違った**税制上の優遇措置がある。**





Ⅱ 組合の会計処理

1 簿記の考え方

貸借対照表

資 産 (プラスの財産)	負 債 (マイナスの財産)
・現 金 ・預 金 ・土 地 ・建 物	・借 入 金
	純資産 (資産－負債)
	・出 資 金 ・利益剰余金

損益計算表

費 用 (収益を得るために かかったもの)	収 益 (利益を生み出す もととなるもの)
・仕 入 ・給 与 ・水道光熱費	・売 上 ・受取手数料
利 益	

借方 貸借対照表 貸方

資産	負債
	純資産



資産の増加	/	資産の減少
負債の減少	/	負債の増加
純資産の減少	/	純資産の増加

建物 100,000	/	現金 100,000
現金 100,000	/	借入金 100,000
現金 100,000	/	出資金 100,000

借方 損益計算書 貸方

費用	収益
利益	



費用の増加	/	費用の減少
収益の減少	/	収益の増加
利益の増加	/	損失の増加

仕入 80,000	/	現金 80,000
現金 100,000	/	売上 100,000
仕入 80,000	/	売上 100,000



【複式簿記における仕訳について】

取引の原因と結果を会計帳簿へ記帳することを仕訳という。

・取引の原因とは

取引の原因とは、財産が増えた、財産が減ったというような結果がもたらされた要因、行動。
具体的には「**収益の発生**」や「**費用の発生**」が取引の原因となる。

・取引の結果とは

取引の結果とは、取引が行われたことによりもたらされた財産の増加又は財産の減少。
具体的には「**資産の増加 又は 減少**」や「**負債の増加 又は 減少**」が取引の結果とる。

例) 5,000円の商品を販売し、現金5,000円を受け取った。

取引の原因 : 5,000円の商品を販売した。 売上 (収益) の発生

取引の結果 : 現金5,000円を受け取った。 現金 (資産) の増加

借 方		貸 方	
現金	5,000 資産の増加	売上高	5,000 収益の発生



【仕訳の記載方法について】

仕訳では借方勘定(左側)と貸方勘定(右側)にそれぞれ取引の原因と結果について記帳する。

借方と貸方は必ず一致する。

借方と貸方に記載される事項には下記のようなルールがあります。

借 方

資産の増加	↑
負債の減少	↓
純資産の減少	↓
費用の発生	↑

資 産	負 債
	純資産

貸借対照表 (B/S: Balance Sheet)

費 用	収 益
利 益	

損益計算書 (P/L: Profit and Loss statement)

貸 方

資産の減少	↓
負債の増加	↑
純資産の増加	↑
収益の発生	↑



【 仕訳例 】

例(1) 2,000円のコピー用紙を購入し、現金で支払った。

<考え方>

①借方と貸方について取引の原因と結果が何か。

貸方:費用の発生 貸方:資産の減少

②費用となる勘定科目、資産となる勘定科目は何か。

費用:消耗品費 資産:現金

③仕訳帳の借方と貸方に科目と金額を記帳する。

借 方		貸 方	
消耗品費	2,000 費用の発生	現金	2,000 資産の減少

例(2) 職員に対する給料300,000円につき、源泉所得税10,000円を差引き、現金で支給した。

<考え方>

①借方と貸方について取引の原因と結果が何か。

貸方:費用の発生 貸方:資産の減少、負債の増加

②費用となる勘定科目、資産となる勘定科目は何か。

費用:職員給料手当 資産:現金 負債:職員預り金

③仕訳帳の借方と貸方に科目と金額を記帳する。

借 方		貸 方	
職員給料 手当	300,000 費用の発生	現金 職員 預り金	290,000 資産の減少 10,000 負債の増加



(1) **資産**は、流動資産、固定資産、繰延資産に分類し、固定資産はさらに有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産の中分類に区別する。

①流動資産

現金 預金 受取手形 売掛金 貸付金 短期有価証券 商品 前払費用 未収収益 など

②固定資産（有形固定資産）

建物 建物仮勘定 構築物 機械装置 工具・器具備品 土地 など

③固定資産（無形固定資産）

ソフトウェア 電話加入権 特許権 商標権 借地権 など

④固定資産（外部出資その他の資産）

関係団体出資金 差入保証金・敷金 長期保有有価証券 長期前払費用 など

④繰延資産

創立費 開業費 施設負担金 など

※ 繰延資産は、組合が支出した費用のうち、支出したサービスや品物の効果が1年以上に及ぶもの。
繰延資産は、いったん資産として計上し、適切な期間にわたって償却することで費用化する。



(2) **負債**は、流動負債と固定負債に区別する。

①流動負債

買掛金 支払手形 短期借入金 転貸借入金 預り金 未払費用 未払法人税
未払消費税 前受金 仮受賦課金 前受収益 など

②固定負債

長期借入金 長期未払金 退職給与引当金 など

(3) **純資産**は、組合員(会員)資本、評価・換算差額等に分類するとともに、組合員(会員)資本はさらに出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金の中分類に区別する。

(4) **収益**は、事業収益、賦課金等収入、事業外収益及び特別利益に区分する。

(5) **費用**は、事業費用、一般管理費、事業外費用、特別損失に区分する。



【 棚卸資産の評価方法 】

(1) 先入先出法

先に仕入れた商品から順番に販売されたとみなして、払い出し単価を決定する方法。

(2) 最終原価仕入法

事業年度における最終の仕入価格を期末棚卸資産の評価に適用する方法。

(3) 移動平均法

商品を仕入れる都度、在庫全体の平均の単価を計算し、それを次の払い出し単価とする方法。

(4) 総平均法

期末に前期の繰越商品と当期の仕入の合計金額を求め、それを合計数量で割ることで単価を決定する方法。



【固定資産の減価償却】

建物や機械のような有形固定資産は、長期にわたる使用により価値が減少する。

減価償却は、資産の価値の減少を長期間に渡って費用として処理していく手続きある。

例えば、建物を購入した場合は、購入した年だけに全額の費用を負担させるのではなく、購入した年以降、毎年少しずつ費用がかかると考えた方が合理的である。そのための手続きが減価償却である。

(1) 定額法

毎年同額の減価償却費を計上する方法。

$(\text{取得原価} - \text{残存価額}) \div \text{耐用年数}$

耐用年数とは、その資産を利用することができる使用可能年数のこと。

残存価額とは、その資産の耐用年数が過ぎた後に売却するときの予想価額。

(2) 定率法

資産の簿価に一定の償却率を掛けて、毎期の減価償却費を計上する方法

$(\text{取得原価} - \text{減価償却累計額}) \times \text{償却率}$



【 貸倒引当金の設定 】

貸倒引当金とは、売掛金、受取手形などの債権額のうち、将来貸倒れになる可能性のある金額をあらかじめ見積もったものである。貸倒れとは、取引先が倒産するなどして、債権が回収できなくなることを表す。

期末時点で売掛金や受取手形などの債権がある時は、決算整理の際にある程度の貸倒れを見積もっておき、当期の費用として計上すると同時に貸倒引当金を設定する処理を行う。

(1) 差額補充法

来期の貸倒見積額と、当期の貸倒引当金の残高の差額を、貸倒引当金に追加する方法。

(2) 洗替法

いったん貸倒引当金の残高を0にして、その後、来期の貸倒見積額の全額を設定する方法。



2 組合特有の会計処理

組合会計の一般原則としては、企業会計原則に準拠することを明確にしているが、組合特有の会計処理を十分考慮する必要がある。

1 剰余金の配当と持分計算について

(1) 剰余金の配当

組合は出資配当と利用分量配当を行うことができる。

① 出資配当

年10%を超えない範囲内で払込済出資額に応じて行う。

② 利用分量配当

利用分量配当はその事業によって生じた利益の範囲において、組合と組合員との取引の量に応じて分配することが必要である。

員外者から得た利益又は組合等の当該自営事業から生じた利益の部分については利用分量配当を行うことはできない。



(2) 持分計算について

組合員は、組合に対して脱退時に払い戻してもらえる持分を有している。

持分の計算方法には、代表的なものとして加算式と改算式があり、払い戻しする持分の限度額については、定款で定めることになっている。

- ①改算式 → 各事業年度ごとに正味資産(時価)の価額を出資総口数で除し、出資1口当たりの持分を計算する方法。
- ②加算式 → 各組合員について事業年度ごとに、組合の正味資産に属する出資金、準備金、積立金などその他の財産について、その組合員の出資口数、払込済出資額または利用分量を標準として算定加算(損失の場合は、その填補額を控除)していく方法。

2 勘定科目の明瞭性

組合会計の勘定科目は、組合の多様な事業活動の取引を処理するため、組合特有の勘定科目を使用することが多い。

3 帳簿組織の正確性

簿記には「正確に」、「迅速に」、「美麗に」という処理上の目標があるが、組合会計の実状をみると、多数の組合は小規模であり、内部牽制制度を行える組合は少数であることから第1に正確でなければならない。



4 財務諸表の明瞭性と継続性

組合会計は、多数の事業の結果を明瞭に表示するため、事業別損益計算を行う。

明瞭に表示するということは、一定の基準に従って区分表示をすることであって、適当な区分により組合の経営成績及び財政状態を明瞭に表示し理解させる必要がある。

継続性の原則には、実質面と形式面があることから、明瞭に区分された財務諸表の表示は形式面に属するので、その区分、配列の表示方法は一度採用した形式を継続して適用することが要請される。

5 組合簿記の基礎

組合の運用管理を記録する方法が簿記であり、組合の簿記は複式簿記であることが標準である。複式簿記とは、資本の増減変化と財産の増減変化の二面を記録する方法である。

結果として、貸借対照表と損益計算書が作成される記録方法である。

すべての取引は積極(原因)及び消極(結果)の二面性があるから、この取引の二面性を簿記の上で表現することにより資産・負債及び純資産の増減変化を知り、事業の発展や調達源泉がわかることになる。(資産＝負債＋純資産)

組合における一切の取引は、必ずこの資産、負債及び純資産に変化を及ぼすものである。

- ・借方記入する取引・・・資産の増加、負債の減少、資本の減少－費用の発生
- ・貸方記入する取引・・・資産の減少、負債の増加、資本の増加－収益の発生



6 勘定科目

(1) 勘定科目設定の原則

勘定科目の選択にあたっては、組合独自の科目を尊重し、組合会計の論理と企業会計の論理が対峙する局面では、組合のアイデンティティー(環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること)にまで遡り処理を行うことが肝要である。

組合は、株式会社とは組織原理が異なるため組合特有の科目がある。

(代表的なもの)

- ①賦課金収入
- ②教育情報費用繰越金
- ③加入金

(2) 勘定科目設定の留意点

- ①その内容がわかりやすい名称を選ぶこと(明瞭性)
- ②異なった性質の事柄を同一科目に混入しないようにすること(単純性)
- ③事業の規模及び種類に応じて、精粗の選択をすること(適応性)
- ④一度設定されたものは、みだりに変更しないこと(継続性)
- ⑤各科目の内容が統計的に分類表示されていること(統一性)



3 組合会計 主な仕分例

(1) 1事業者 100,000円ずつを出資し、10事業者で出資総額 1,000,000円の協同組合を設立した。

(借方) 現預金 1,000,000円 / (貸方) 出資金 1,000,000円

(2) 新たに加わった X株式会社より、出資金 100,000円が当組合の口座に入金された。

(借方) 現預金 100,000円 / (貸方) 出資金 100,000円

(3) 組合員Aに対して商品 330,000円(うち消費税等 30,000円)を販売し、代金は掛けとした。

(借方) 売掛金 330,000円 / (貸方) 売上 300,000円
仮受消費税 30,000円

(4) B社に対する売掛金 1,200,000円のうち、780,000円はB社社振出しの約束手形で受け取り、残金は当組合の普通預金口座に振り込まれた。

(借方) 受取手形 780,000円 / (貸方) 売掛金 1,200,000円
普通預金 420,000円



(5) 職員Cに対する10月分給料 270,000円に対して、社会保険料及び源泉所得税 46,000円を差し引き、現金で支給した。

(借方)	給与手当	270,000円	／	(貸方)	現金	224,000円
					預り金	46,000円

(6) 帳簿価格 800,000円の車両1台を、A社に売却し、その代金 500,000円を及び消費税 50,000円を現金で受け取った。

(借方)	現金	550,000円	／	(貸方)	車両	800,000円
	車両売却損	300,000円			仮受消費税	50,000円

(7) 期首から事業の用に供した機械装置1台 取得価格 3,000,000円(耐用年数5年、残存価格は取得価格の10%)につき、期末における減価償却費を定額法で計上した。(直接法)

(借方)	減価償却費	540,000円	／	(貸方)	機械装置	540,000円
------	-------	----------	---	------	------	----------

(8) 10月1日より事業の用に供した機械装置1台 取得価格 3,200,000円につき、期末における減価償却費を定率法(償却率0.200)により計上した。なお事業年度は4月1日から3月31日であり、償却費は月割りで計算している。(間接法)

(借方)	減価償却費	320,000円	／	(貸方)	減価償却累計額	320,000円
------	-------	----------	---	------	---------	----------



(9) 組合員Yから一般賦課金 100,000円が当組合の普通預金口座に入金された。なお、一般賦課金に対する消費税は不課税とする旨通知している。

(借方) 普通預金 100,000円 / (貸方) 一般賦課金収入 100,000円

(10) 組合員Zから教育情報賦課金 44,000円（うち消費税等 4,000円）が当組合の普通預金口座に入金された。なお、教育情報賦課金に対する消費税は課税取引とする旨通知している。

(借方) 普通預金 44,000円 / (貸方) 教育情報賦課金収入 40,000円
仮受消費税 4,000円

(11) 予定していた教育情報事業の実施が翌年度に持ち越されたため、教育情報賦課金の剰余分 100,000円 を翌年度に仮受処理する。

(借方) 教育情報賦課金収入 100,000円 / (貸方) 仮受賦課金 100,000円

(12) 剰余金処分により計上していた教育情報費用繰越金 400,000円を取り崩した。

(借方) 教育情報費用繰越金 400,000円 / (貸方) 教育情報費用繰越金取崩 400,000円



(13) 組合員Bが期末に脱退することになったため、決算に際し組合員Bの本組合に対する出資金100,000円について未払計上した。

(借方) 出資金 100,000円 / (貸方) 未払金 100,000円

(14) 期末における売掛金等の債権に対して、貸倒見積額 180,000を計上する。なお、期末における貸倒引当金勘定の残高は 150,000円である。仕分は差額補充法によること。

(借方) 貸倒引当金繰入 30,000円 / (貸方) 貸倒引当金 30,000円

(15) Y商品の商品有高帳における期末在庫数は 1,300個、最終仕入単価は 500円である。決算にあたり、Y商品の期末棚卸高を計上しなさい。(商品の評価方法は最終仕入原価法による。)

(借方) 繰越商品 650,000円 / (貸方) 仕入 650,000円

(16) 上記Y商品の实地棚卸を行ったところ、実際の在庫数は 1,275個であることが判明した。よって、Y商品の期末棚卸高の修正をおこなう。

(借方) 棚卸減耗損 12,500円 / (貸方) 繰越商品 12,500円





Ⅲ 組合に関する税務

1 主な税制の概要

組合に対しては、会社に対する場合と違って税制上の優遇措置がある。

組合の種類、内容の相違によって課税上の取扱いが異なっており、法人税法上の取り扱いの相違によって次の3つに分けられる。

事業協同組合等	事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、出資商工組合、出資商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、出資生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び出資生活衛生同業組合連合会である。 いずれも、出資制をとり、経済事業を実施することのできる組合であるが、法人税法では「 協同組合等 」として扱われ、法人税率その他各種の特典が与えられている。
非出資組合	非出資制をとる商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会である。 これらの組合は、経済事業を行わずその事業が業界全体の改善発達を図ることを主とするなど公益性のあるところから、法人税法では「 公益法人等 」として扱われ、法人税をはじめ地方税の多くのものが非課税となっている。
企業組合及び協業組合	企業組合及び協業組合は、その組織・事業形態等に会社と類似する面があるなどの理由から、法人税法では「 普通法人 」として扱われ、例外はあるものの概ね会社と同様に課税される。

◆ 事業協同組合等

【法人税】

1. 税率の軽減
2. 加入金の益金不算入
3. 事業利用分量配当の損金算入
4. 賦課金の仮受経理の益金不算入
5. 火災共済協同組合、出資生活衛生同業組合及びこれらの連合会の異常危険準備金の損金算入
6. 生命傷害共済事業に係る責任準備金及び支払準備金の損金算入
7. 法人税の中間申告書の提出不要
8. 中小企業等の貸倒引当金の特例
9. 受取配当等の益金不算入制度



【登録免許税】

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税

【印紙税】

1. 信用協同組合・同連合会を振出人又は受取人とする約束手形及び為替手形：200円
2. 出資証券：非課税
3. 定款：非課税
4. 受取書：組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に
関しない受取書：非課税
5. 信用協同組合・同連合会の作成する預貯金通帳：非課税
6. チケット発行事業のクーポン券：非課税

【事業税】

特別法人として軽減税率が適用。なお、平成16年度より、外形標準課税が導入されたが、特別法人については、所得割のみで、付加価値割及び資本割は課されない。

(企業組合、協業組合、非出資商工組合は除く。)

【固定資産税】

事務所及び倉庫(敷地を除く。)：非課税(信用協同組合・同連合会、企業組合を除く)



◆ 非出資組合

【法人税】

収益事業から生じた所得以外の所得：非課税

【登録免許税】

組合の設立、代表理事の変更その他中団法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税

【印紙税】

1. 定款：非課税
2. 受取書：組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税

【住民税】

法人税割は非課税※収益事業を除く

【事業税】

非課税※収益事業を除く

【固定資産税】

事務所及び倉庫(敷地を除く。):非課税



◆ 企業組合及び協業組合

【法人税】

1. 普通法人として課税
2. 加入金の益金不算入

【登録免許税】

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税

【印紙税】

1. 出資証券：非課税
2. 定款：非課税
3. 受取書：組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税

【事業税】

普通法人として課税

【固定資産税】

協業組合のみ、事業協同組合等と同様の特例が適用される。



各種税率について

【法人税】

協同組合等 公益法人等		普通法人(株式会社、企業組合・協業組合等) 一般社団法人等又は人格のない社団等		
年800万円 以下の所得	年800万円 超の所得	中小法人(資本 1億円以下	金又は出資金	大法人(資本 金出資金1億 円超)
		年800万円 以下の所得	年800万円 超の所得	
15%	19%	15%	23.2%	23.2%

(地方税)

・道府県民税

(1)均等割りの標準税率

資本金等	標準税率(年額)
1千万円以下の法人	20,000円
1千万円超1億円以下の法人	50,000円
1億円超10億円以下の法人	130,000円

(2)法人税割: 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で法人税額が年1,000万円以下 1%、1,000万円超1.8%



・市町村民税(法人市民税:札幌市の場合)

(1)均等割りの標準税率

	従業員数	標準税率(年額)
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円

(2)法人税割:資本金の額又は出資金が1億以下で課税標準となる法人税額が1,000万以下の法人は6%、それ以外の法人8.2%

・事業税

事業所床面積「資産割」+従業員の給料総額「従業員割」(札幌市の場合)



【消費税】

1 消費税の仕組み

消費税とは、日本国内における財やサービスを消費する行為に課税される税金。

財やサービスを販売する事業者が、販売相手である消費者が負担すべき消費税及び地方消費税を販売代金に上乗せして預かり、その預かった消費税等を国に申告納付する義務を負う。

税率:7.8%(地方消費税2.2%を加えると**10%**)(令和元年10月1日より適用)

仕入先	自分	取引先
売上 5,500	売上 9,900	売上 16,500
消費税 500	消費税 900	消費税 1,500
仕入 2,200	仕入 5,500	仕入 9,900
消費税 200	消費税 500	消費税 900

預かった消費税 900 - 支払った消費税 500 = 差額 400円を納税

- ①課税取引 ②不課税取引 ③非課税取引 ④免税取引

※ 補助金収入 → ②不課税取引(消費税の課税対象外)



2 消費税インボイス制度

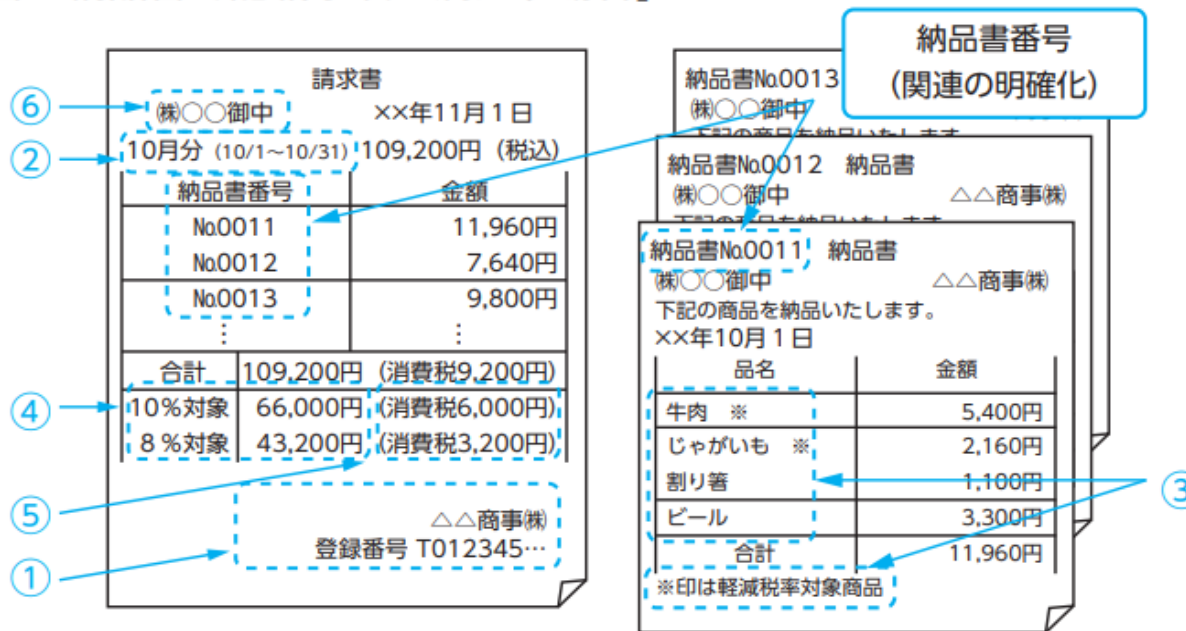
⇒ 適格請求書等保存方式: インボイス制度(令和5年10月1日から)

一定の要件を満たした書類をインボイス(適格請求書)といい、支払った経費に対する請求書や領収書がインボイスでなければ消費税の経費に算入できない。

インボイスを発行するためには「適格請求書発行事業者」となる必要があり、申請して登録をする必要がある。

免税事業者が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者になる必要がある。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



※ インボイスの要件は一の書類のみで満たす必要はない。

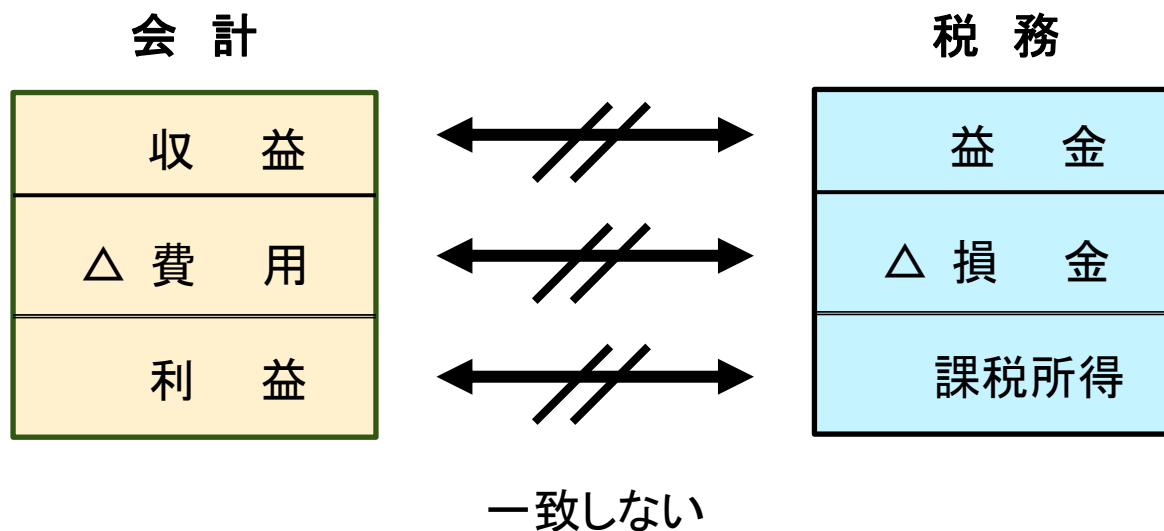
請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしている場合でも認められる。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称 |

3 申告調整

組合(企業)の利益は、収益から費用を差し引くことで計算される。

一方、課税所得は、益金から損金を差し引くことで計算される。これらは一見すると同じもののように見える、収益と益金、費用と損金は必ずしもイコールではないため、調整が必要となる。



例として

- ・受取配当金の益金不参入
- ・法人税等支払額の損金不算入
- ・教育情報費用繰越金取崩額の益金不算入
- ・限度超過額を超える交際費、寄付金の損金不算入

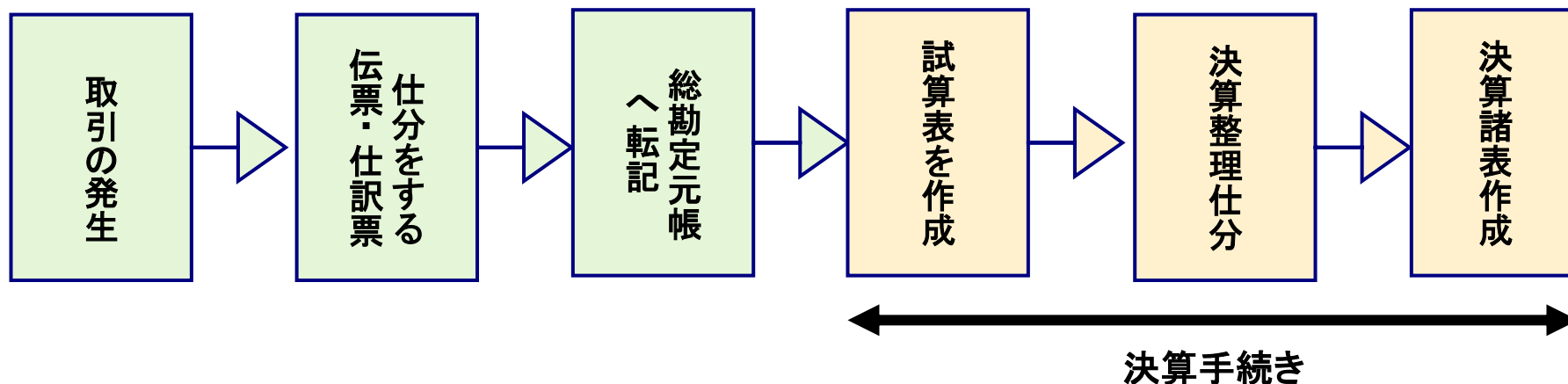




IV 組合の決算手続き

1 決算の流れ

決算とは事業年度末において、その期間中の経営成績を計算し、その期末の財政状態を明確にするものである。いうならば、決算とは簿記の終点であり、企業計算の結論である。



決算の手続きは、主に以下のとおり大別される。

(1) 決算予備手続き

- ① 合計残高試算表の作成
- ② 誤謬(ごびゅう)の訂正
- ③ 棚卸資産の計算
- ④ 修正記入

(2) 決算本手続き

- ① 総勘定元帳の締切
- ② その他の各補助簿の締切

(3) 決算諸表

- ① 財産目録の作成
- ② 貸借対照表の作成
- ③ 損益計算書の作成
- ④ 剰余金処分案
又は損失処理案の作成

2 組合士試験では……

総勘定元帳（又は合計残高試算表）が示される。

→ 決算整理仕分（決算整理事項が10項目ほど指示される。）

→ 決算諸表の作成（貸借対照表・損益計算書＋費用配賦表・剰余金処分案 など）

決算整理事項の例

- ① 未計上だった売上高の計上
- ② 組合員売上高と外部売上高の修正
- ③ 誤仕分の修正
- ④ 期末商品棚卸高の計上
- ⑤ 減価償却費の計上
- ⑥ 貸倒引当金繰入額の計上
- ⑦ 退職給与引当金繰入額の計上
- ⑧ 賦課金（教育情報事業賦課金）の仮受処理
- ⑨ 支払消費税額の計上
- ⑩ 法人税等充当額の計上



3 費用配賦表

間接的な経費（共通する経費）を各事業に配賦する。

例) 職員給料 1,000,000円	→	① 共同購買事業	配賦率 60%	→	600,000円
		② 教育情報事業	配賦率 10%	→	100,000円
		③ 一般管理費	配賦率 30%	→	300,000円

4 損益計算書(事業別損益)

総勘定元帳(又は合計残高試算表)の損益科目を損益計算書に転記する。

費用配賦表で計算した事業毎の配賦額を転記する。

事業毎の利益を計算する。

5 貸借対照表

総勘定元帳(又は合計残高試算表)の貸借科目を貸借対照表に転記する。

6 剰余金処分案(又は損失処理案)

当期末処分剰余金 → 当期純利益金額 + 前期繰越剰余金

法定利益準備金 → 出資総額の2分の1に達するまで、当期純利益金額の10分1以上を積み立てる。

特別積立金 → 当期純利益金額の10分1以上を積み立てる。

教育情報費用繰越金(法定繰越金) → 当期純利益金額の20分1以上を繰り越す。





【練習問題】

第1問 次の設問イ～ホについて、最も適切な語句を語群から答えなさい。

1. (監査基準)

監査人は、事実の認定、処理の判断および意見の表明を行うにあたって、常に の態度を保持しなければならない。

監査人は、十分な を入手して、財務諸表に対する自己の意見を形成するに足る合理的な基準を得なければならない。

2. (内部統制組織)

内部統制とは、 において管理を目的として、その資産を保全し、会計記録の正確性と信頼性を確保し、かつ経営活動を総合的に計画し、調整し、評定するために が設定した制度・組織・方法及び手続きを総称したものである。

3. (監事の独立性)

監事の独立性は複数の側面から捉えることができるが、監事は理事または職員との兼職が禁止されることは 独立性が求められていることを意味している。

A. 会計帳簿

B. 監査証拠

C. 監事

D. 経済的

E. 経営者

F. 経営体外部

G. 経営体内部

H. 公正不偏

I. 合理的

J. 財産目録

K. 心証

L. 信頼関係

M. 正当な注意

N. 精神的

O. 報告書

P. 身分的

【練習問題】

第2問 次の設問イ～ホについて、最も適切な語句を語群から答えなさい。

1. (事業報告書)

事業報告書には、その事業年度内における「組合の の概況に関する事項」や「組合の運営組織の状況に関する事項」、「その他組合の状況に関する重要な事項」が記載される。これらの事項を通常総会(通常総代会)において に報告する書類である。

2. (財産目録)

財産目録は、まず資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を として表示するものである。

3. (損益計算書)

損益計算書は、1事業年度の組合の経営生成期を表示しようとするものである。費用配賦表は、損益計算書の一部を構成する書類であり、 損益計算書を作成する際に事業の間接的な経費を各事業別の損益に配賦する場合に作成される。

も、製造原価の内容を記載する報告書として損益計算書へ添付することができる。

語 群

A.区分式

B.組合員

C.決算書類

D.工場報告書

E.財産

F.財政状態

G.事業活動

H.事業別

I.施設の設置状況

J.重要課題

K.正味資産

L.職員

M.製造原価報告書

N.貸借対照表

O.段階式

P.利害関係者



【練習問題】

第3問 次の取引について当該事業年度における仕訳をしなさい。勘定科目は下記の勘定科目欄から選択して使用すること。なお、消費税等は税抜経理である。

1. 通常総会において剰余金処分が次のとおり決定した。

利益準備金	180,000円
特別積立金	180,000円
教育情報費用繰越金	90,000円
出資配当金	150,000円

2. 上記1. で計上した出資配当金につき、所得税及び復興特別所得税20.42%を差し引いて、小切手で支払った。

3. 帳簿価額146,000円の車両1台を190,000円(別途消費税15,200円)でA自動車販売株式会社に売却し、代金は現金で受け取った。

4. 組合員Aに対する売掛代金1,080,000円のうち、600,000円はA振り出しの約束手形で受け取り、残金は本組合の普通預金口座に振り込まれた。

5. 組合員Aが所定の手続きを経て組合を脱退することになったので、期末においてAの組合に対する出資金300,000円を未払計上する。

<勘定科目欄>

・車両運搬具	・未処分剰余金	・利益準備金	・預り金
・普通預金	・未払持分	・特別積立金	・現金
・車両売却益	・受取手形	・未払出資配当金	・売掛金
・当座預金	・仮受消費税等	・出資金	・教育情報費用繰越金

【練習問題】

第4問 次の設問イ～ハについて、最も適切な語句を語群から答えなさい。

1. 事業協同組合等において組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、法人税の所得金額の計算において イ に算入される。この場合の分配の基準になる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、前期以前のものはふくまれない。
2. 改算式の持分計算を行い、脱退した組合員当に対して持分の全額の払戻しを行う事業協同組合等は、新たに組合員等となる者から出資持分を調整するために加入金を徴収する。この加入金は、法人税の所得金額の計算において ロ 取引に該当し、益金にならない。
3. 事業協同組合等が、国等から受ける補助金は、消費税が ハ である。

語 群

A.資本等
E.益金
I.損金

B.出資
F.非課税

C.不課税
G.賦課金

D.権利金
H.課税



【練習問題】

第5問 次の設問イ～ホについて、最も適切な語句を語群から答えなさい。

1. (決算関係書類)

中小企業等協同組合法の規定により作成が義務付けられている決算関係書類には、「財産目録」「」「損益計算書」「剰余金処分案又は損失処理案」が含まれる。これらの決算関係書類は、書面によることなく、 記録をもって作成することができる。

2. (連結決算書)

連結決算書とは、 関係にある2つ以上の会社からなる企業集団を単一組織体とみなして、組合が当該集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するための決算書である。

3. (監事の人的基準)

監事の役割は極めて重要であり、その職責を考える前提条件として、監事としての適格性が問われなければならない。監事の人的基準としては、一般に、監事として適当な と実務経験を有していることと、当該組合に対しての特別の 関係がないこと(独立性があること)が求められる。

語 群

A. 会計帳簿

B. 共済

C. 業務

D. 継続的

E. 事業報告書

F. 支配従属

G. 慎重さ

H. 信用

I. 信頼

J. 専門能力

K. 貸借対照表

L. 電磁的

M. 取引

N. 内部統制

O. 利害



【練習問題】

第6問 次の金額は流動負債として記帳される。どのような勘定科目を用いて処理されるか、語群A～Iの中から最も適切な語句を答えなさい。

- ①給料から差し引いて預かった従業員の所得税の額
- ②商品の引き渡しに先立って得意先から受け入れた売買代金の一部
- ③当座預金の残高を超えて振り出した小切手の額
- ④事務用パソコンを購入した代金の未払額
- ⑤銀行から資金の融通を受けるために振り出した約束手形の額

語 群

A. 支払手形
E. 預り金
I. 前受収益

B. 買掛金
F. 未払金

C. 前受金
G. 当座借越

D. 手形借入金
H. 未払費用



【練習問題】

第7問 次の取引についての仕訳をしなさい。勘定科目は下記の勘定科目欄から選択して使用すること。なお、消費税等は税抜経理である。

1. 組合員Zに対する売掛代金900,000円のうち、550,000円はZ振り出しの約束手形で受け取り、残金は当組合の普通預金口座に振り込まれた。
2. 理事会で当組合への加入が承認されたQ社より、出資金1,000,000円及び加入事務手数料75,600円(うち消費税5,600円)が当組合の普通預金口座に入金された。

<勘定科目欄>

- | | | | |
|-------|----------|---------|---------|
| ・売掛金 | ・加入手数料収入 | ・受取手形 | ・仮受消費税等 |
| ・普通預金 | ・出資金 | ・仮払消費税等 | ・買掛金 |



【練習問題】

第8問 次の設問イ～ハについて、最も適切な語句を語群から答えなさい。

(語句は複数回使用しても構わない。)

1. 法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出した日の属する事業年度の の額に算入する。
2. 事業協同組合等は、法人税法上では、 に分類され、公益法人等とは異なり、すべての所得に される。
3. 事業協同組合等が金融機関から受ける預金利子は、消費税が であり、事業協同組合が国等から受ける補助金は、消費税が である。

語 群

A. 交際費

B. 協同組合等

C. 課税

D. 出資金

E. 公共法人

F. 非課税

G. 損金

H. 不課税



【練習問題 解答】

第1問 イ:H 口:B ハ:G ニ:E ホ:P

第2問 イ:G 口:B ハ:K ニ:H ホ:M

第3問

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
1	未処分剰余金	600,000	利益準備金 特別積立金 教育情報費用繰越金 未払出資配当金	180,000 180,000 90,000 150,000
2	未払出資配当金	150,000	当座預金 預り金	119,370 30,630
3	現金	205,200	車両運搬具 車輛売却益 仮受消費税等	146,000 44,000 15,200
4	受取手形 普通預金	600,000 480,000	売掛金	1,080,000
5	出資金	300,000	未払持分	300,000

第4問 イ:I 口:A ハ:C



【練習問題 解答】

第5問 イ:K 口:L ハ:F ニ:J ホ:O

第6問 ①:E ②:C ③:G ④:F ⑤:D

第7問

借方		貸方		
	科目	金額	科目	金額
1	受取手形	550,000	売掛金	900,000
	普通預金	350,000		
2	普通預金	1,075,600	出資金	1,000,000
			加入手数料収入	70,000
			借受消費税等	5,600

第8問 イ:G 口:B ハ:C ニ:F ホ:H



○組合の事業活動の概況に関する事項

- 一 当該事業年度の末日における主要な事業内容
- 二 当該事業年度における事業の経過及びその成果
- 三 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
 - イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達（共済事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く。）
 - ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資
 - ハ 他の法人との業務上の提携
 - ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分
 - ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成
- 四 直前3事業年度（当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない組合にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況
- 五 対処すべき重要な課題
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項

○組合の運営組織の状況に関する事項

- 一 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項
 - イ 開催日時
 - ロ 出席した組合員（又は総代）の数
 - ハ 重要な事項の議決状況
- 二 組合員に関する次に掲げる事項
 - イ 組合員の数及びその増減
 - ロ 組合員の出資口数及びその増減
- 三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 役員の氏名
 - ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当
 - ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
 - ニ 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項
 - (1) 当該役員の氏名
 - (2) 法第36条の3第3項において準用する会社法第345条第1項の意見があったときは、その意見の内容
 - (3) 法第36条の3第3項において準用する会社法第345条第2項の理由があるときは、その理由
- 四 職員の数及びその増減その他の職員の状況
- 五 業務運営の組織に関する次に掲げる事項
 - イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させたもの。）
 - ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要
- 六 施設の設置状況に関する次に掲げる事項
 - イ 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地
 - ロ 共済事業を行う組合にあっては、法第九条の七の五第二項に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項
 - (1) 共済代理店の数及び増減
 - (2) 新たに共済代理店となった者の商号、名称又は氏名及び所在地

七 子会社の状況に関する次に掲げる事項

- イ 子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地
- ロ イに掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況
- ハ 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項

○その他組合の状況に関する重要な事項

2 事業報告書様式例

（全組合共通、ただし、非出資商工組合では該当しない箇所を削除）

事 業 報 告 書
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

I 事業活動の概況に関する事項

- 1 事業年度（末日）における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果（組合及び組合員をめぐる経済・経営状況、当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに記載）

- (1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況
- (2) 共同事業の実施状況

- ① 共同購買事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
- ② ○○事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）

- 2 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況（当該事業年度中に新たな資金調達を実施した場合に記載）

資 金 実 績 表

資金運用実績		資金調達実績			
1	固定資産投資	×××	1 増資	×××	
2	借入金返済額	×××	2 借入金	×××	
3	出資・利用分量配当金	××	3 当期純利益金額	××	
4	○○○	×××	4 減価償却費	×××	
5	差引運転資金の増減	×××	5 ○○○	×××	
資金運用合計		××××	資金調達合計		××××

- 3 設備投資の状況（当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載）

- ① 組合会館・組合事務所 各○箇所
- ② 工場・倉庫 各○箇所
- ③ 駐車場 各○箇所

4 業務提携等重要事項の概要（業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合に、その状況を記載）

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該事業年度は含まない）

項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	×××	×××	×××
純資産合計	××	××	××
事業収益合計	×××	×××	×××
当期純利益金額	×	×	×

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項（組合が対処すべき課題等、組合の現状に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

II 運営組織の状況に関する事項

1 総会の開催状況（当該事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）

2 理事会の開催状況（当該事業年度中に開催した理事会の状況（開催日時、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）

3 委員会・部会等の開催状況（当該事業年度中に開催した委員会・部会等の状況（開催日時、出席者数、主な議題等）を記載）

4 組合員数及び出資口数の増減

（1口金額〇〇〇円）

	前年度末	増加	減少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

5 役員に関する事項

(1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当

地位	氏名	担当

(2) 兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、た

だし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く）

地位	氏名	兼務役員の状況（会社名と役職）

(3) 辞任した役員の氏名

地位	氏名	退任月日・退任事由

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人数	人	人	人	人
平均年齢	歳	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年	年

(2) 組織図

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要

7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類の主要な施設の名称及び所在地等）

施設の名称	施設の概要	所在地

- 8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号（名称）、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主な事業内容）
- 9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

第2節 財産目録

財産目録は、まず資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を正味資産として表示するものである。

財産目録に付すべき価額については、昭和44年の最高裁判所の判決における「協同組合の組合員が組合から脱退した場合における持分計算の基礎となる組合財産の基礎となる価額の評価は、所論のように組合の損益計算の目的で作成されたいわゆる帳簿価額によるべきでなく、協同組合としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきものと解するのが相当である。」に従い、処分換価価額に改訂すべきかについて検討されたが、当時は時価会計が行われていなかったため、従来からの取得原価基準による財産目録の作成を継続することにしてきた。

平成13年に会計制度に時価会計が導入されたことから、第7回（平成13年11月）会計基準改訂に際して、再度時価への改正を検討した。その結果、取得原価基準による貸借対照表の価額を、財産目録に移記するが、財産目録の脚注に時価による組合正味財産の価額を表示することにした。

今回、会計処理に関する規定が盛り込まれた中協法規則が公布されたが、同規則第56条第2項では、財産目録に計上すべき財産については、第103条（資産の評価）により取得価額を付すこととされた。このため、財産目録の作成方法は、従来どおり、取得原価基準であり、一部の名称等の変更を除いて改訂はない。

1 中協法規則上の財産目録に関する規定

中協法規則において、財産目録については次のとおり規定されている。

（財産目録）

第56条 法第40条第2項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）の規定により各事業

年度ごとに組合が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該組合の財産状態を明らかにするため、同項第1号及び第2号について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。

（資産の評価）

第103条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この款において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
- 二 市場価格のある資産（子会社の株式及び持分並びに満期保有目的の債券を除く。）
- 三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）

第104条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

財 産 目 録

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一 資産の部

円

I 流動資産

1 現金及び預金					
(1) 現金			×××		
(2) 預金					
① 当座預金	商工中金〇〇支店		×××		
② 普通預金	〇〇銀行〇〇支店		×××		
③ 定期預金	商工中金〇〇支店		×××	計	×××
2 受取手形					
(1) 約束手形	〇〇通				×××
3 売掛金					
(1) 組合員売掛金	〇〇口		×××		
(2) 外部売掛金	〇〇口		×××	計	×××
4 短期有価証券					
(1) 売買目的有価証券	〇〇株式		×××		
(2) 満期保有目的有価証券	割引商工債券		×××		
(3) その他有価証券			×××	計	×××
5 商品、製品、原材料等					
(1) 商品	〇〇品		×××		
(2) 貯蔵品	〇〇品		×××	計	×××
6 前渡金					
(1) 組合員前渡金	〇〇口		×××		
(2) 外部前渡金	〇〇口		×××	計	×××
7 前払費用	借入利息未経過分				×××
8 未収収益	貸付利息未収分				×××
9 貸付金					
(1) 証書貸付金	〇〇口		×××		
(2) 手形貸付金	〇〇口		×××		
(3) 手形割引貸付金	〇〇口		×××	計	×××
10 繰延税金資産					×××
11 その他の短期資産					
(1) 立替金			×××		
(2) 仮払金			×××		
(3) 未収賦課金	〇〇口		×××		
(4) 未収手数料	〇〇口		×××		
(5) 未収消費税等			×××	計	×××
12 貸倒引当金					△×××
流動資産計					××××

II 固定資産

i 有形固定資産

1 建物及び建物付属設備					
(1) 建物		取得価額	償却累計額	期末簿価	
① 事務所		×××	×××	×××	
② 工場		×××	×××	×××	計
(2) 建物付属設備		×××	×××		×××
2 構築物		×××	×××		×××
3 機械及び装置		×××	×××		×××
4 車輛運搬具		×××	×××		×××
5 工具、器具及び備品		×××	×××		×××
6 土地	〇〇市〇〇町〇〇			事務所敷地	×××
7 建設仮勘定					×××
有形固定資産計					××××

ii	無形固定資産		取得価額	償却累計額		
1	特許権		×××	×××		×××
2	借地権	〇〇市〇〇町〇〇	工場敷地			×××
3	商標権		×××	×××		×××
4	ソフトウェア					×××
5	電話加入権					×××
	無形固定資産計					<u>××××</u>
iii	外部出資その他の資産					
1	外部出資金					
(1)	〇〇連合会出資金	〇〇口				×××
2	長期保有有価証券					
(1)	商工中金有価証券	〇〇口		×××		
(2)	満期保有目的有価証券	利付商工債券		×××		
(3)	その他有価証券			×××		
				<u>×××</u>	計	×××
3	差入保証金・敷金					×××
4	長期前払費用					
(1)	未経過保険料			×××		
(2)	未経過支払利息			×××		
(3)	未経過賃貸料			×××		
				<u>×××</u>	計	×××
5	長期繰延税金資産					×××
6	その他の資産					
(1)	特定引当資産	〇〇預金	〇〇口			×××
7	貸倒引当金					△×××
	外部出資その他の資産計					<u>××××</u>
	固定資産計					<u>××××</u>
III	繰延資産					
1	創立費	総支出額	×××	償却累計額	×××	×××
2	開業費	総支出額	×××	償却累計額	×××	×××
3	施設負担金	総支出額	×××	償却累計額	×××	×××
	繰延資産計					<u>××××</u>
	資産合計					<u>××××</u>

二 負債の部

I 流動負債

1	支払手形					
(1)	支払手形	〇〇事業	〇〇通			×××
2	買掛金					
(1)	買掛金	〇〇事業	〇〇口			×××
3	前受金					
(1)	組合員前受金		〇〇口	×××		
(2)	前受〇〇金		〇〇口	×××		
				<u>×××</u>	計	×××
4	転貸借入金					
(1)	商工中金〇〇支店		〇〇口	×××		
(2)	〇〇銀行〇〇支店		〇〇口	×××		
				<u>×××</u>	計	×××
5	短期借入金					
(1)	商工中金〇〇支店		〇〇口	×××		
(2)	〇〇銀行〇〇支店		〇〇口	×××		
				<u>×××</u>	計	×××
6	未払金					
(1)	未払〇〇金			×××		
(2)	未払配当金	利用分量配当金	〇〇口	×××		
(3)	未払持分	〇年度分	〇〇口	×××		
				<u>×××</u>	計	×××
7	預り金					
(1)	組合員預り金	〇〇事業	〇〇口	×××		
(2)	役職員預り金	源泉所得税	〇〇口	×××		
				<u>×××</u>	計	×××
8	未払法人税等					×××
9	未払消費税等					×××

10 未払費用			
(1)未払〇〇料		×××	
(2)未払支払利息	借入金利子経過分	×××	
		<u>×××</u>	計 ×××
11 前受収益			
(1)前受貸付利息	貸付利息未経過分	×××	
(2)前受手数料	〇〇手数料未経過分	×××	
		<u>×××</u>	計 ×××
12 仮受賦課金	教育情報事業賦課金次期繰越事業分		×××
13 繰延税金負債			×××
14 その他短期負債			×××
	流動負債計		<u>××××</u>

II 固定負債

1 長期借入金			
(1)商工中金〇〇支店	〇〇事業	×××	
(2)〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業	×××	
		<u>×××</u>	計 ×××
2 都道府県等借入金	〇〇事業		×××
3 組合員長期借入金	〇〇事業		×××
4 長期未払金	〇〇事業		×××
5 長期繰延税金負債			×××
6 退職給与引当金			×××
	固定負債計		<u>××××</u>
	負債合計		<u>××××</u>

三 正味資産の部

I 正味資産			<u>××××</u>
--------	--	--	-------------

貸借対照表
令和〇〇年〇〇月〇〇日

円

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	××××	1 支払手形	××××
2 受取手形	××××	2 買掛金	××××
3 売掛金	××××	3 前受金	××××
4 短期有価証券	××××	4 転貸借入金	××××
5 商品、製品、原材料等	××××	5 短期借入金	××××
6 前渡金	××××	6 未払金	××××
7 前払費用	××××	7 預り金	××××
8 未収収益	××××	8 未払法人税等	××××
9 貸付金	××××	9 未払消費税等	××××
10 繰延税金資産	××××	10 未払費用	××××
11 その他の短期資産	××××	11 前受収益	××××
12 貸倒引当金	<u>△×××</u>	12 仮受賦課金	××××
流動資産計	××××	13 繰延税金負債	××××
		14 その他の短期負債	<u>××××</u>
		流動負債計	<u>××××</u>
II 固定資産		II 固定負債	
i 有形固定資産		1 長期借入金	××××
1 建物及び建物付属設備	××××	2 都道府県等借入金	××××
2 構築物	××××	3 組合員長期借入金	××××
3 機械及び装置	××××	4 長期未払金	××××
4 車輛運搬具	××××	5 長期繰延税金負債	××××
5 工具、器具及び備品	××××	6 退職給与引当金	<u>××××</u>
6 土地	××××	固定負債計	<u>××××</u>
7 建設仮勘定	<u>××××</u>		
有形固定資産計	××××	負債合計	<u>××××</u>
ii 無形固定資産			
1 特許権	××××		
2 借地権	××××		
3 商標権	××××		
4 ソフトウェア	××××		
5 電話加入権	××××		
6 その他の無形固定資産	××××		
無形固定資産計	<u>××××</u>		
iii 外部出資その他の資産			
1 外部出資金	××××		
2 長期保有有価証券	××××		
3 差入保証金・敷金	××××		
4 長期前払費用	××××		
5 長期繰延税金資産	××××		
6 その他の資産	××××		
(1) 特定引当資産	××××		
7 貸倒引当金	<u>△×××</u>		
外部出資その他の資産計	<u>××××</u>		
固定資産計	<u>××××</u>		
III 繰延資産			
1 創立費	××××		
2 開業費	××××		
3 施設負担金	<u>××××</u>		
繰延資産計	<u>××××</u>		
		(三 純資産の部)	
		I 組合員資本	
		i 出資金	××××
		ii 未払込出資金	<u>△×××</u>
		出資金計	××××
		iii 資本剰余金	
		1 資本準備金	
		(1) 加入金	××××
		(2) 増口金	<u>××××</u>
		資本準備金計	<u>××××</u>
		2 その他の資本剰余金	
		(1) 出資金減少差益	××××
		資本剰余金計	<u>××××</u>
		iv 利益剰余金	
		1 利益準備金	××××
		2 その他利益剰余金	
		(1) 教育情報費用繰越金	××××
		(2) 組合積立金	
		① 特別積立金	××××
		② 〇周年記念事業積立金	××××
		③ 役員退職給与積立金	<u>××××</u>
		組合積立金計	<u>××××</u>
		(3) 当期末処分剰余金	
		又は当期末処理損失金	
		当期純利益金額	××××
		又は当期純損失金額	(△××)
		前期繰越剰余金	<u>××××</u>
		又は前期繰越損失金	
		当期末処分剰余金	(△××)
		又は当期末処理損失金計	<u>××××</u>
		その他利益剰余金計	<u>××××</u>
		利益剰余金計	<u>××××</u>
		組合員資本計	<u>××××</u>

資産合計

××××

II 評価・換算差額等

1 その他有価証券評価差額金 ××××

2 その他評価・換算差額等

(1) 脱退者持分払戻勘定 △×××

評価・換算差額等計 ××××

純資産合計 ××××

負債及び純資産合計 ××××

(注) (1) 有形固定資産から直接控除を行っている金額。

減価償却累計額 ××××円

減損損失累計額 ××××円

※ 作成上の留意事項

(1) 減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。

個々の有形固定資産の取得価額 ××××円

個々の有形固定資産の減価償却累計額 ××××円

個々の有形固定資産の減損損失累計額 ××××円

(2) 未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせずに、出資金のみの表示でよい。

6	研究開発事業費	××××	
7	複利厚生事業費	××××	
8	○周年記念事業費	××××	
9	貸倒引当金繰入	××××	××××

〔施設費、保管費、検査費、運送費、教育情報費、研究開発費、組合員福利厚生費、○周年記念事業費には、配賦経費の配賦を行わない方法を選択した。〕

事業費用合計 ××××

事業総利益金額(事業総損失金額) ××××

(四 一般管理費の部)

VI 一般管理費

1 人件費

(1)	役員報酬	××××	
(2)	職員給料	××××	
(3)	福利厚生費 (法定福利費、厚生費)	××××	
(4)	退職金、退職金共済掛金	××××	
(5)	退職給与引当金繰入	××××	
(6)	退職給与引当金戻入	△×××	
(7)	役員退職金	××××	
(8)	役員退職給与積立金取崩	△×××	××××

2 業務費

(1)	教育研究費、研究開発、 新聞図書費	××××	
(2)	旅費交通費、通信費	××××	
(3)	会議費(総会費、理事会費、 部・委員会費、支部会議費)	××××	
(4)	消耗品費、事務用品費、 印刷費、器具備品費	××××	
(5)	賃借料、支払家賃、支払保 険料、水道光熱費、修繕費、 車両費、コンピュータ関係費	××××	××××

3 諸税負担金

(1)	租税公課	××××	
(2)	消費税等	××××	××××

4 事業費へ配賦

(1)	販売費へ配賦	△××××	
(2)	購買費へ配賦	△××××	
(3)	金融費へ配賦	△××××	
(4)	生産・加工費へ配賦	△××××	××××

一般管理費合計 ××××

事業利益金額(事業損失金額) ××××

(六 事業外費用の部)

VII 事業外費用

1	支払利息	××××	
2	為替差損	××××	
3	寄付金	××××	
4	創立費償却	××××	
5	繰延消費税等償却	××××	
6	貸倒引当金繰入	××××	
7	貸倒損失	××××	
8	雑損失	××××	
9	有価証券評価損	××××	

事業外費用合計 ××××

経常利益金額(経常損失金額) ××××

6	教育情報費用繰越金取崩	××××
7	仮受賦課金繰入・戻入	××××
8	福利厚生事業収入	××××
9	○周年記念事業積立金取崩	××××
	計	××××

事業収益合計 ××××

(二 賦課金等収入の部)

VI 賦課金等収入

1	賦課金収入(平等割)	××××
2	賦課金収入(差等割)	××××
3	特別賦課金等収入	××××
4	参加料収入	××××
5	負担金収入	××××

賦課金等収入合計 ××××

(五 事業外収益の部)

VII 事業外収益

1	受取利息	××××
2	受取外部出資配当金	××××
3	為替差益	××××
4	協賛金収入	××××
5	加入手数料収入	××××
6	事業経費補助金収入	××××
7	雑収入	××××

事業外収益合計 ××××

(八 特別損失の部)	
VIII 特別損失	
1 固定資産売却損	××××
2 固定資産除却損	××××
3 固定資産圧縮損	××××
4 災害による損失	××××
5 前期損益修正損	××××
6 減損損失	××××
7 その他特別損失	××××
特別損失合計	<u>××××</u>
税引前当期純利益金額	××××
(税引前当期純損失金額)	
IX 税等	
1 法人税等	××××
2 法人税等調整額	××××
税等合計	<u>××××</u>
当期純利益金額(当期純損失金額)	<u>××××</u>

(七 特別利益の部)	
VIII 特別利益	
1 固定資産売却益	××××
2 補助金収入	××××
3 貸倒引当金戻入	××××
4 未払法人税等戻入	××××
5 前期損益修正益	××××
6 特別積立金取崩	××××
7 その他特別利益	××××
特別利益合計	<u>××××</u>

費用配賦表

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

科 目	金 額	配賦基準	一般管理費		共同生産事業		共同購買事業		教育情報事業		〇〇事業	
			配賦率	金額	配賦率	金額	配賦率	金額	配賦率	金額	配賦率	金額
			%	円	%	円	%	円	%	円	%	円
役 員 報 酬	×××	業務時間割合	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
職 員 給 料	×××	同上	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
雑 給	×××	同上	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与引当金繰入	×××	同上	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
福 利 厚 生 費	×××	給与に比例	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
退 職 給 与	×××	〇〇〇	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
○ ○ ○ ○	×××	〇〇〇	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
○ ○ ○ ○	×××	〇〇〇	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
合 計	×××			××		××		××		××		××

<剰余金処分案の様式> (非出資商工組合を除く)

〇〇協同組合

剰 余 金 処 分 案

自 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
至 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(単位 円)

I 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)			
1	当期純利益金額 (又は当期純損失金額)	××	
2	前期繰越剰余金 (又は前期繰越損失金)	××	
3	過年度税効果調整額	<u>××</u>	×××
II 組合積立金取崩額			
1	会館建設積立金取崩額	××	
2	特別積立金取崩額	<u>××</u>	×××
III 剰余金処分額			
1	利益準備金	××	
2	教育情報費用繰越金	××	
3	組合積立金		
	特別積立金	××	
	〇〇周年記念事業積立金	××	
	役員退職給与積立金	<u>××</u>	××
4	出資配当金	××	
5	利用分量配当金		
	共同購買事業配当金	××	
	〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>××</u>
IV	次期繰越剰余金		<u>×××</u>

(剰余金処分案作成上の留意事項)

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額 (繰越損失がある場合にはこれをてん補した後の金額) をもとに計上すること。(利益準備金及び特別積立金は10分の1以上、教育情報費用繰越金は20分の1以上を積立てることになっています。)
- (2) 出資配当及び利用分量配当は、上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 剰余金処分額は、この処分の確定した通常総会の日付をもって、次の仕訳により未処分利益から振替えられます。

(借方)	未処分利益	×××	
	(貸方)		
	利益準備金	×××	
	特別積立金	×××	
	教育情報費用繰越金	×××	
	未払金	×××	
	繰越利益	×××	

未払金に振替えられるのは、利用分量配当金・出資配当金・脱退組合員持分払い戻し等の金額です。

(5) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期末処分剰余金に表示する。

<損失処理案の様式> (非出資商工組合を除く)

〇〇協同組合

損 失 処 理 案

自 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
至 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(単位 円)

I	当期未処理損失金		
1	当期純損失金額 (又は当期純利益金額)	×××	
2	前期繰越損失金 (又は前期繰越剰余金)	<u>×××</u>	×××
II	損失てん補取崩額		
1	組合積立金取崩額		
	特別積立金取崩額	××	
	〇〇周年記念事業積立金取崩額	××	
	役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u>	××
2	利益準備金取崩額	××	
3	資本剰余金取崩額	<u>××</u>	<u>×××</u>
III	次期繰越損失金		<u>××</u>

〈損失処理案作成上の留意事項〉

- (1) 損失てん補を行う場合は、定款規定に従わなければなりません。
- (2) 当期未処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、損失てん補は行わず、次期以降に繰り越しても差し支えない。

勘定科目の種類と内容

【貸借対照表】に記載される科目

資産の部

分類	勘定科目	科目内容	
流動資産	現金及び預金	通貨及び受入小切手、郵便為替証書、金融機関に対する預金	
	受取手形	金融事業以外の通常の事業取引によって取得した手形	
	売掛金	事業に対する売上代金の未収金	
	貸付金	組合員に対する貸付金	
	短期有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	
	商品、製品、原材料等	販売の目的をもって他から購入した商品の棚卸高、販売の目的をもって組合が生産した製品の棚卸高、共同生産加工等に要する原材料の棚卸高	
	前渡金	一時的に支出した商品、材料、外注費等	
	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対し支払われた対価のうち事業年度の末日後1年以内に費用となることが明らかな前払いの費用で、重要性のあるもの	
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対して未だその対価の支払いを受けていないもので、重要性のあるもの	
	繰延税金資産	将来減算一時差異に係る税金の額で、短期間に解消するもの	
	その他の短期資産	未収金、立替金、仮払金、仮払消費税等、未収賦課金、未収消費税等	
	貸倒引当金	流動資産に属する金銭債権に対する取立不能見込額	
固定資産	有形固定資産	建物及び建物付属設備	事務所、作業所、倉庫、工場、店舗等及び建物に附属する設備
		構築物	土地に定着する土木設備又は工作物

		機械及び装置	機械設備等
		自動車陸上運搬具	自動車その他の陸上車両運搬具
		工具、器具及び備品	耐用年数1年以上で相当額以上の工具・器具及び什器備品並びに容器
		土地	土地代金、仲介手数料、整地費等
		建設仮勘定	有形固定資産を建設するために充当した費用
	無形固定資産	特許権	特許法に基づき与えられる権利の取得金額
		商標権	商標法に基づき与えられる権利の取得金額
		借地権	借地した場合に支払った権利金及び仲介手数料等
		ソフトウェア	組合員への利用供給及び組合利用のソフトウェア
		電話加入権	電話加入権の取得金額
		その他の無形固定資産	上記無形固定資産に属さないもの
	外部出資 その他の資産	差入保証金・敷金	借家又は借室した場合に支払った保証金・敷金
		外部出資金	関係先に対する出資金
		長期保有有価証券	決算日後1年を超えて満期となる商工債権、国債、地方債権、商工中金に対する出資金、その他の有価証券
		長期前払費用	前払費用のうち、決算日後1年を超えた後に費用となる保険料や支払利息、賃借料等
		長期繰延税金資産	将来減算一時差異に係る税金の額で、解消するのが長期間にわたるもの
		貸倒引当金	外部出資その他の資産の部に属する金銭債権に対する取立不能見込額
		その他の資産	上記以外のその他の資産
		繰延資産	創立費
	施設負担金		組合が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置、改良のために支出した費用

負債の部

分類	勘定科目	科目内容
流動負債	支払手形	通常取引に基づいて発行した手形
	買掛金	支払代金の未払金
	未払金	確定した債務で買掛金及び未払費用以外の未払金
	短期借入金	金融事業以外の借入金のうち、返済期間1年以内の借入金
	転貸借入金	金融事業の借入金
	預り金	源泉所得税や営業保証金など、組合員や取引先から一時的に預かっている金額
	未払費用	一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して未だその対価の支払いが終わらないもので、重要性のあるもの
	未払法人税等	事業年度終了時に納税義務が成立する法人税、住民税、事業税
	未払消費税等	期末における消費税等の未納額
	前受金	商品、製品等事業代金の前受額
	仮受賦課金	教育情報事業に充てるための賦課金で賦課の際、他の賦課金と区分して徴収しており、かつ、事業が翌年度に繰り越されたことに伴い、翌期に繰り越されるもの
	前受収益	一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合、未だ提供していない役務に対し支払いを受けた対価のうち、重要性のあるもの
	繰延税金負債	将来加算一時差異に係る税金の額で短期間に解消するもの
その他の短期負債	帰属すべき勘定又は金額の確定しないもの	
固定負債	長期借入金	返済期間1年を超える借入金
	都道府県等借入金	高度化資金貸付等、都道府県、市町村からの借入金
	組合員長期借入金	組合員からの長期借入金
	長期未払金	支払期限が決算日後1年を超えて到来

		するもの
	退職給与引当金	退職給与規程に基づき計算された職員の退職金要支給額
	長期繰延税金負債	将来加算一時差異に係る税金の額で、解消するまでの期間が長期に亘るもの

純資産の部

分類		勘定科目	科目内容
組合員資本	出資金		払込済みの出資金
	未払込出資金		未払いの出資金
	資本剰余金	資本準備金	新組合員から徴収した加入金等
		その他資本剰余金	出資金の減少によって生じた出資金減少差益
	利益剰余金	利益準備金	法によって当期純利益金額(繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額)の1/10以上を積み立てるときの準備金
その他利益準備金		法及び定款の規定による教育情報費用繰越金及び積立金	
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	その他有価証券の評価差益、評価差損の合計額	
	その他評価・換算差額等	持分の全部を払い戻す定款規定に基づいて脱退者への持分払い戻しを行う場合に持分払い戻しにより生じた差額	